

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 39 年 6 月  
②昭和 40 年 4 月から 41 年 7 月まで  
③昭和 60 年 3 月から 61 年 3 月まで

申立期間①は、私が A 県旧 B 町（現在は、C 市）にあった旅館に勤めており、その旅館が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 39 年 7 月 1 日までは、国民年金保険料を納付していた。領収証も保管しているし、その保険料を還付されたこともない。

申立期間②は、そのころに体調を悪くしたので、郷里の D 市に戻り、療養していた時期だと思う。国民年金保険料は納付していたと思うが、はっきりとは覚えていない。

申立期間③は、勤務していた会社を昭和 60 年 3 月 31 日に退職し、その後直ぐに E 市役所に行き、国民年金の再加入手続きを行い、併せて免除の申請を行った。62 年 2 月に、社会保険事務所で厚生年金の請求手続きを行ったところ、同事務所の担当者から、「免除期間は、10 年間はさかのぼって追納できるので納付してください。」と言われたが、一度に、免除期間分の保険料を追納できるだけの余裕はなかったので何回かに分けて追納したと思う。このため、60 年 3 月以降に保険料の未納期間は無いものと思っていた。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人が所持している国民年金手帳の「昭和39年度国民年金印紙検認記録」の昭和39年6月欄に検認印が押されていることが確認できる上、社会保険庁の特殊台帳において、当初、同年6月30日とされていた資格喪失日が、同年7月1日に訂正（訂正日は不明）されており、このことにより、「旧台帳保険料納付状況」欄の昭和39年度の納付月数が、「02」から「03」に訂正されていることが確認できるものの、社会保険庁のオンライン記録において、当該期間は未加入期間とされたままとなっており、申立人の当該期間に係る国民年金の記録が適正に管理されていなかったものと認められる。
- 2 一方、申立期間②及び③については、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、調査の過程において、申立人は、主張を「昭和40年ごろに体調を崩したので、勤務していた事業所を退職し、病気療養のためD市に戻った。そのころの記憶を明確に覚えておらず、一応、申立てを行ったが、よく思い出してみると、病気療養でD市に戻った時には、国民年金保険料を納付していない。」に変更している。

さらに、申立期間③については、申立人は、「勤務していた会社を昭和60年3月31日に退職し、その後直ぐにE市役所に行き、国民年金の再加入手続きを行い、併せて免除の申請を行った。」と主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録上、昭和61年4月から62年1月までの期間に係る免除が61年7月4日に申請されていることは確認できるものの、当該期間に係る免除が申請された記録は確認できない。

加えて、仮に申立人が主張するとおり、当該期間に係る免除を申請していたとしても、当時の基準によれば、「被保険者について、前年分の所得税額があるときは、当該被保険者の保険料は免除しないこと。」とされており、社会保険庁のオンライン記録上の申立人に係る被保険者記録照会回答票において、申立人の標準報酬月額を確認したところ、当該基準の「前年分の所得税額があるとき」に該当するものと考えられることから、免除は承認されなかったものと推認される。
- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、厚生年金保険料と重複して納付していたものと認められるとともに、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私は、昭和51年5月ごろ、国民年金に任意加入し、国民年金保険料は、市役所に勤務していた夫の給与から控除される方法で納付していた。

その後、昭和54年2月に就職し、厚生年金保険の被保険者となった後も、国民年金保険料は夫の給与から継続して控除されていたが、厚生年金保険と国民年金に重複して加入することはできないと聞いたので、社会保険事務所において、重複して納付した期間に係る国民年金保険料の還付請求を行い、同年2月と同年3月の2か月分のみを還付金として受け取った。

しかし、申立期間の還付金は受け取っていないので、申立期間に係る国民年金保険料を還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が主張するとおり、社会保険庁の特殊台帳及び申立人が所持している申立期間に係る申立人の夫の給与明細書により、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録上、申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたことが認められる。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間を含む昭和54年2月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、還付請求が行われたことが確認できるところ、社会保険庁の特殊台帳によると、54年2月及び同年3月の国民年金保険料については、53年度の納付記録欄に当該年度の完納を示す「昭和53年度(納)」の印が押された上で、「還付54.2 54.3 まで5,460」として、還付されたことが確認できる記録が記載されているが、申立期間に係る国民年金保険料については、54年度の納付記録欄に当該年度の完納を示す「昭和54年度(納)」の印が押され、進達欄にいったん「1200」の印が押された後、その上から57年度の欄まで斜線が引かれてはいるものの、申立期間の国民年金保険料が還付されたことが確認できる記録は記載されておらず、還付された形跡は認められない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、還付されていないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年2月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和38年6月から50年10月まで  
②昭和54年2月から55年6月まで

申立期間①について、昭和44年か45年ごろにA市役所から、「国民年金に未加入となっているが、今からさかのぼって国民年金保険料を納付すれば60歳になった時に全額受給できる。」との連絡があり、私の夫が、A市役所の窓口で国民年金保険料として約23万円を納付した。

また、申立期間①のうち昭和44年か45年ごろ以降の期間及び申立期間②については、夫が、毎年、税金の申告の際にA市役所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたはずであり、夫の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

昭和63年に旧B町（現在は、C市）に転居した際に関係書類は紛失してしまったが、申立期間について、国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、当該期間以降の国民年金加入期間について、当該期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、国民年金加入期間について、平成元年8月から2年3月までの期間を除き、国民年金保険料の未納期間は無く、申立人夫婦の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和 55 年 8 月ごろであることが確認でき、その時点では、当該期間の国民年金保険料は現年度納付及び過年度納付により納付することが可能な期間である上、社会保険庁のオンライン記録により、納付日が確認できる平成 8 年 4 月から 12 年 1 月までの期間において、申立人夫婦の納付日は同一であることが確認できるとともに、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫の当該期間に係る国民年金保険料は納付済みとされていることから、申立人のみが未納とされていることは不自然である。

- 2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫が、申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録上、当該期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 2 月から 55 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月1日から8年4月3日まで

私は、A社が事実上倒産する平成8年4月まで勤務していたが、同年4月12日付けで、私の標準報酬月額が7年6月1日までさかのぼって、当初、事業所が社会保険事務所に届け出た金額よりも低く訂正されていることが、社会保険事務所の訪問調査によって判明した。

当時の給与は、基本給が20万円で、諸手当を合わせて約27万円であった。私の申立期間に係る標準報酬月額を申立期間当時の給与に基づく金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年6月1日から8年4月3日まで20万円と記録されていたことが確認できる。

しかし、当該回答票によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成8年4月3日）の後の平成8年4月12日付けで、7年6月1日に遡及して、申立期間に係る標準報酬月額を12万6,000円に引き下げられていることが確認できるところ、このような処理を社会保険事務所が行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、「申立期間に係る給与額は、基本給と諸手当を合わせて約27万円であった。」と主張しているところ、申立人の当該事業所に係る雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額から算定した給与額は約21万円であり、訂正前の標準報酬月額（20万円）を疑わせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないこと

から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額に係る記録から、20万円に訂正することが必要であると認められる。

## 長崎国民年金 事案 547

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から46年4月までの期間及び47年3月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和42年4月から46年4月まで  
②昭和47年3月から49年3月まで

申立期間①については、当初、A市旧B町（現在は、A市C町）に、その後、A市旧D町（現在は、A市E町）に元夫の両親と同居しており、私と元夫の分の国民年金保険料を義母に手渡していたので、義母が、私たち夫婦二人分の保険料を納付してくれていたと思う。

申立期間②については、当時、両親と弟が同居していたF市の実家にいたころで、私の国民年金保険料は母親に手渡していたので、母親が、私の分を含めて家族4人分の保険料を集金人に納付していたと思う。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の義母及び申立人の申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が、申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の義母及び母親は既に死亡しており、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間①について、申立人は、「義母が、私たち夫婦二人分の保険料を納付してくれていたと思う。」と主張しているところ、社会保険庁の

記録上、申立人の元夫が当該期間を含め国民年金に加入した形跡は見当たらず、ほかに申立人の義母が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、社会保険庁の記録上、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、当該期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から53年3月まで

私は、昭和52年3月に大学を卒業し、同年4月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行った。その時、窓口の担当者から過年度分の国民年金保険料も納付できることを説明されたので、後日、過去2年分の国民年金保険料を納付した。その後は、母親が保険料を継続して納付していたと思うので、申立期間について、国民年金保険料納付済期間であることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「昭和52年4月ごろに国民年金の加入手続をし、過去2年分の国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、納付方法や納付金額等についての記憶は曖昧であり、申立人の母親は高齢で当時の事情を聴取することができず、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和53年8月ごろと推認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 5 月 21 日から同年 8 月 1 日まで

私は、申立期間直前に勤務していたA社の所長から、「独立して事業を始めるので、一緒に仕事をしないか。」と誘われ、B社が設立されたのと同様（平成 3 年 5 月 21 日）に入社した。入社するに当たり、A社と同じ待遇という約束をしていたので、当然、厚生年金保険には加入しているものと思っていた。実際に、申立期間当時、B社から支給されていた手取り額はA社で支給されていた額とほとんど同じであったと思う。

ところが、社会保険事務所にB社に係る厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間については、被保険者記録が確認できないとの回答であった。設立した当初は、私と事業主の二人で仕事を行い、事業主の妻が経理等の事務を担当していたが、事業主及び事業主の妻に照会しても、当時の書類が無いから分からないとして対応してくれない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、B社に勤務していたことは、雇用保険の記録や当該事業所において経理事務を担当していた事業主の妻の証言から確認できる。

しかし、社会保険庁の記録上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 3 年 8 月 1 日であり、申立期間において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録上の当該事業所に係る被保険者資格

記録照会回答票において、申立人の当該事業所に係る被保険者資格取得日（平成3年8月1日）の処理が同日（平成3年8月1日）に行われていることが確認でき、被保険者資格が遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正された形跡も無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、申立人は、「申立期間の手取り額は、申立期間直前に勤務していたA社とほとんど同額であったので、当然、厚生年金保険料は給与から控除されていたと思っていた。」としているところ、当時、経理事務を担当していた事業主の妻は、「申立人の給与は、申立人から、A社での給与明細書を提出してもらい、それを参考にして決めた。会社を平成3年5月に立ち上げたが、厚生年金保険の加入手続きが分からず、管轄の社会保険事務所に3か月間通って、ようやく同年8月に適用事業所となった。適用事業所となるまでの間は、申立人の給与から保険料を控除したことはない。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることができなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 1 日から 39 年 3 月 10 日まで

私は、昭和 32 年に A 社に入社し、39 年に自己都合により A 社を退職した。社会保険事務所に A 社に係る厚生年金保険の加入記録を確認したところ、既に 39 年 10 月に脱退手当金を支給済みとの回答があった。

しかし、私は、受け取った覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管している A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 29 年 9 月 1 日から 35 年 5 月 10 日までの間に被保険者資格を取得した女性のうち、被保険者資格を喪失した時点で脱退手当金の受給資格を満たしていない者、被保険者資格を喪失後、遅くとも 5 か月以内に別の事業所の被保険者資格を取得している者及び当該事業所に係る被保険者資格が長期間（18 年以上）である者を除く 53 人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、46 人に脱退手当金が支給された記録が確認でき、そのうち 38 人は、いずれも当該事業所に係る資格喪失日から 6 か月以内に支給された記録となっていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは認められず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 39 年 10 月 20 日に支給された記録となっており、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和29年2月から30年5月1日まで  
②昭和30年5月1日から36年1月1日まで

私がA社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に確認したところ、申立期間①については、厚生年金保険の加入記録が無く、申立期間②については、脱退手当金が支給済みであるとの回答があった。しかし、私は、昭和29年2月から、A社のB店で3か月間の研修等を経て、A社のC店に移り、35年12月まで継続して勤務していたので、申立期間①について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間②についても、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社（現在は、D社）は、「当時の資料が無く不明である。」としている上、申立期間当時、当該事業所のB店において勤務していた者で事情を聴取できた4人は、いずれも申立人がB店に勤務していたことを覚えておらず、そのうちの1人は、「申立人が、昭和29年2月からA社に勤務していたとすれば、C店は30年4月ごろに開設されたのでB店で1年近く一緒に勤務していたことになるが、そうではなかった。」としており、申立人が申立期間①において当該事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

た。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日はオンライン記録と一致している上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ても、申立人の記号番号は、申立人の複数の先輩の記号番号と連番で払い出され、そのいずれの資格取得日も、申立人と同じ昭和 30 年 5 月 1 日とされていることが確認でき、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、社会保険庁が保管している A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは認められず、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 36 年 6 月 15 日に支給された記録となっているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

また、当該被保険者名簿において、昭和 28 年 11 月 1 日から 35 年 5 月 1 日までの間に被保険者資格を取得した女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である 36 年 1 月 1 日の前後 1 年以内に資格喪失した脱退手当金の受給資格を満たす 3 人（申立人のほか、別の事業所における被保険者資格喪失時に A 社に係る脱退手当金を含めて請求した 2 人を除く。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、その 3 人のうち 1 人は申立人と支給決定日が同じであることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 20 日から 43 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 5 月に、A 社に入社し、42 年末に結婚するために退職した。社会保険事務所に A 社に係る厚生年金保険の加入記録を確認したところ、既に脱退手当金を支給済みとの回答があった。

しかし、私は、脱退手当金を受け取った覚えは無く、60 才になったら、A 社に係る年金を受給できるものと思っていた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管している A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 29 年 9 月 1 日から 35 年 5 月 10 日までの間に被保険者資格を取得した女性のうち、被保険者資格を喪失した時点で脱退手当金の受給資格を満たしていない者、被保険者資格を喪失後、遅くとも 5 か月以内に別の事業所の被保険者資格を取得している者及び当該事業所に係る被保険者資格が長期間（18 年以上）である者を除く 53 人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、46 人（申立人を含む。）に脱退手当金が支給された記録が確認でき、そのうち 38 人（申立人を含む。）は、いずれも当該事業所に係る資格喪失日から 6 か月以内に支給された記録となっていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票のいずれにも、脱退手

当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは認められず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和43年5月10日に支給決定された記録となっており、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。